①都道府県	②市町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成31（令和元）年度就学援助制度の実施について																															
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	6．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																															
							（1）平成29年3月31日の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱の一部改正により，小学校入学前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象となりましたが，令和元年7月時点の貴市区町村の実施（検討）状況について，あてはまるもの1つに○をしてください。																			（2）（1）①及び③でエに○をした場合，その内容を記載ください（小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載ください）。	（3）（1）①でア（入学前支給を行っている）に○をした場合，小学校入学前の者に対する周知はどのように行っているか，あてはまるもの全てに○をしてください。										（4）（3）でケに○をした場合，その内容を記載してください。
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞②　①でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について					＜中学校＞④　③でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期，イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期										ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他（内容を6．（4）に記入してください。）	
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を6．（2）に記入してください。）	ア．平成29年度（平成30年度新入学分）以前	イ．平成30年度（平成31年（令和元年）度新入学分）	ウ．平成31年（令和元年）度（令和2年度新入学分）	エ．令和2年度（令和3年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を6．（2）に記入してください。）	ア．平成29年度（平成30年度新入学分）以前	イ．平成30年度（平成31年（令和元年）度新入学分）	ウ．平成31年（令和元年）度（令和2年度新入学分）	エ．令和2年度（令和3年度新入学分）以降	オ．未定													
25	25	25	25	25	25	0	19	0	6	0	16	3	0	0	0	19	0	6	0	18	1	0	0	0	0	7	8	6	4	1	5	1	0	6	6
秋田県	秋田市	秋田市教育委員会学事課	018-888-5806	ro-edsw@city.akita.lg.jp	http://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kyoiku-gakko/1013020/1008522.html		○				○					○				○									○								
秋田県	能代市	教育委員会　学校教育課	0185-73-5281	gakkyo@city.noshiro.lg.jp	https://www.city.noshiro.akita.jp/c.html?seq=12386		○				○					○				○						○	○								○	入学前に新入学児童の保護者へ書類を直接送付
秋田県	横手市	教育委員会 教育指導部 学校教育課	0182-32-2414	gakkokyoiku@city.lg.jp	http://www.city.yokote.lg.jp/gakkokyoiku/page000024.html		○				○					○				○						○	○								○	入学通知送付時に、申請書も同封している。
秋田県	大館市	大館市教育委員会　学校教育課　学事係	0186-43-7112	gakuji@city.odate.lg.jp	http://www.city.odate.akita.jp/kyouiku/post_35.html		○				○					○				○											○					
秋田県	男鹿市	男鹿市教育委員会学校教育課	0185-24-9101	kyouiku@city.oga.akita.jp	http://www.city.oga.akita.jp/index.cfm/12,14315,104,1.html		○				○					○				○						○	○		○		○					
秋田県	湯沢市	教育部学校教育課	0183-73-2162	k-gakko@city.yuzawa.lg.jp	http://www.city-yuzawa.jp/		○				○					○				○								○								
秋田県	鹿角市	鹿角市教育委員会　総務学事課　学事指導班	0186-30-0291	kyoui@city.kazuno.lg.jp	http://www.city.kazuno.akita.jp/				○									○																		
秋田県	由利本荘市	教育委員会　学校教育課	0184-32-1330	gakko@city.yurihonjo.lg.jp	http://www.city.yurihonjo.lg.jp/kosodate/1133		○					○				○				○									○								
秋田県	潟上市	学校教育課	0018-853-5361	esoumu@city.katagami.lg.jp	http://www.city.katagami.lg.jp		○					○				○					○								○								
秋田県	大仙市	大仙市教育委員会教育指導部教育指導課	0187-63-1111	kyouiku-gak@city.daisen.lg.jp	http://www.edu.city.daisen.akita.jp/~ky-iinkai/		○				○					○				○						○	○								○	入学決定通知書にお知らせを同封している。
秋田県	北秋田市	秋田県北秋田市教育委員会学校教育課	0186-62-6617	be-gimu@city.kitaakita.lg.jp	http://www.city.kitaakita.akita.jp/		○				○					○				○								○								
秋田県	にかほ市	教育委員会　学校教育課	0184-38-2266	kyouiku-gk@city.nikaho.lg.jp	https://www.city.nikaho.akita.jp/index.html		○				○					○				○						○	○				○				○	在校生（現認定者）の弟、妹である場合は申請書を送付
秋田県	仙北市	教育委員会　教育総務課	0187-43-3382	kygakko@city.semboku.akita.jp	https://www.city.semboku.akita.jp/		○				○					○				○															○	入学通知書発送時に同封し、郵送。
秋田県	小坂町	小坂町教育委員会総務班	0186-29-2342	kyouiku@town.kosaka.akita.jp	https://www.town.kosaka.akita.jp		○				○					○				○								○								
秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村教育委員会　総務学校班	0186-60-9000	kyouiku@vill.kamikoani.lg.jp	http://www.vill.kamikoani.akita.jp				○									○																		
秋田県	藤里町	教育委員会　学校教育係	0185-79-1327	gakkou@town.fujisato.lg.jp	http://www.town.fujisato.akita.jp/				○									○																		
秋田県	三種町	三種町教育委員会事務局	0185-87-2115	kyoui@town.mitane.lg.jp	http://www.town.mitane.akita.jp/life/detail.html?category_id=85&article_id=1		○				○					○				○							○				○					
秋田県	八峰町	八峰町教育委員会　学校教育課	0185-77-2816	kyoui@town.happo.lg.jp	http://www.town.happou.akita.jp/		○				○					○				○						○	○	○								
秋田県	五城目町	五城目町教育委員会　学校教育課	018-852-5372	g-gakko@town.gojome.lg.jp	http://www.town.gojome.akita.jp/		○				○					○				○											○					
秋田県	八郎潟町	八郎潟町教育委員会教育課	018-875-5812	kyouiku@town.hachirougata.lg.jp	なし				○									○																		
秋田県	井川町	教育委員会	018-874-4424	kyouiku@town.akita-ikawa.lg.jp	なし		○				○					○				○															○	申請があった保護者へ直接制度案内を渡す。
秋田県	大潟村	大潟村教育委員会　学校教育班	0185-45-3240	kyoiku@vill.ogata.lg.jp	http://ac.ogata.or.jp/				○									○																		
秋田県	美郷町	美郷町教育委員会教育総務課教育総務班	0187-84-4914	kyoiku-sol@tow.akita-misato.lg.jp	http://www.town.misato.akita.jp/		○				○					○				○						○	○	○				○				
秋田県	羽後町	羽後町教育委員会学校教育担当	0183-62-2111	gakko@town-ugo.jp	https://www.town.ugo.lg.jp/		○					○				○				○								○		○						
秋田県	東成瀬村	教育委員会	0182-47-3415	kyouiku@vill.higashinaruse.lg.jp	http://www.higashinaruse.com/				○									○																		

①都道府県	②市町村名	Ⅰ　平成31（令和元）年度就学援助制度の実施について																																		
		6. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																		
		（5）（1）①③でア（入学前支給を行っている）に○をした場合，支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）をお選びください。									（6）（1）①③でウ（入学前支給を行っておらず，**検討もしていない**）に○をした場合，入学前支給実施に向けての課題を全てお選びください。					（7）（6）でオに○をした場合，その内容を記載してください。	（8）（1）①③でア（入学前支給を行っている）に○をした場合，入学前支給を行った後に，当該児童生徒が他市区町村に転居をするなど，入学時に支給対象外となった際にはどのように対応していますか。あてはまるもの1つに○をしてください。					（9）（8）でオに○をした場合，その内容を記載してください。	（10）（1）①③でア（入学前支給を行っている）に○をした場合，（8）の対応を行った経験も踏まえ，二重支給や支給漏れを防止するためには，どのような対応が望ましいと考えますか。あてはまるもの全てに○をしてください。									（11）（10）でケに○をした場合，その内容を記載してください。
		ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．予算の確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他（内容を6.（7）に記入してください。）		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．返還は求めず，転居先の市町村から問い合わせがあれば支給済みである旨を回答する	エ．現在、検討中。	オ．その他（内容を6.（9）に記入してください。）		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．市町村間の連絡・情報共有を密にする。	エ．保護者に対して翌年度転居する予定等がないことを確認，又は転居する可能性等がある場合には申請を控えるよう周知する。	オ．転出者の早期把握（学校や関係部署との連携・情報共有）に努める。	カ．既受給者が他市町村に転居していないか，確認を徹底する。	キ．転入時の就学援助制度の周知を徹底する。	ク．国や都道府県において，対応方法を統一する。	ケ．その他（内容を6.（11）に記入してください。）	
25	25	0	0	0	0	0	0	9	10	0	0	4	3	3	0	0	7	9	2	0	1	1	5	10	11	5	8	5	4	6	0	0
秋田県	秋田市							○										○						○	○				○	○		
秋田県	能代市							○													○	原則として、受給者に対し支給額の返還を求めるが、既に入学用品等購入済みの場合は、返還を求めず転居先の市町村に対して支給済みである旨を通知する。			○								
秋田県	横手市								○									○						○	○		○	○		○		
秋田県	大館市								○									○						○	○		○	○		○		
秋田県	男鹿市							○											○					○		○						
秋田県	湯沢市								○									○						○	○	○	○	○	○	○		
秋田県	鹿角市											○	○	○																		
秋田県	由利本荘市							○										○						○	○							
秋田県	潟上市							○										○						○	○					○		
秋田県	大仙市								○								○						○									
秋田県	北秋田市								○										○								○					
秋田県	にかほ市								○									○						○	○							
秋田県	仙北市							○										○						○								
秋田県	小坂町								○								○						○				○	○	○			
秋田県	上小阿仁村											○																				
秋田県	藤里町													○																		
秋田県	三種町								○								○						○									
秋田県	八峰町								○								○										○					
秋田県	五城目町							○									○						○		○	○	○					
秋田県	八郎潟町											○	○	○																		
秋田県	井川町							○									○													○		
秋田県	大潟村												○																			
秋田県	美郷町								○								○						○		○	○	○	○	○			
秋田県	羽後町							○										○						○	○	○						
秋田県	東成瀬村											○																				